

## 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成18年12月環境省告示第143号）を改正し、下表左欄の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について下表右欄の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は改正告示の公布の日から適用することとします。

|   |             |
|---|-------------|
| (S) - -シアノ - 3 - フェノキシベンジル = (Z) - (1R, 3S) - 2, 2 - ジメチル - 3 - [ 2 - ( 2, 2, 2 - トリフルオロ - 1 - トリフルオロメチルエトキシカルボニル ) ビニル ] シクロプロパンカルボキシラート（別名アクリナトリン）                          | 0.0052 µg/l |
| (4S, 4aR, 5S, 6S, 12aS, ) - 4 - (ジメチルアミノ) - 3, 5, 6, 10, 12, 12a - ヘキサヒドロキシ - 6 - メチル - 1, 11 - ジオキソ - 1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a - オクタヒドロテトラセン - 2 - カルボキサミド（別名オキシテトラサイクリン） | 84 µg/l     |
| 3 - ブロモ - 1 - ( 3 - クロロ - 2 - ピリジル ) - 4' - シアノ - 2' - メチル - 6' - (メチルカルバモイル) ピラゾール - 5 - カルボキサニリド（別名シアントラニリプロール）   | 1.8 µg/l    |
| (RS) - -シアノ - 3 - フェノキシベンジル = (RS) - 2, 2 - ジクロロ - 1 - ( 4 - エトキシフェニル ) シクロプロパンカルボキシラート（別名シクロプロトリン）   | 26 µg/l     |
| 4 - シクロプロピル - 6 - メチル - N - フェニルピリミジン - 2 - アミン（別名シプロジニル）   | 2.7 µg/l    |
| (5RS) - 2 - [ (EZ) - 1 - (エトキシイミノ) ブチル ] - 5 - [ (2RS) - 2 - (エチルチオ) プロピル ] - 3 - ヒドロキシシクロヘキサ - 2 - エン - 1 - オン（別名セトキシジム）   | 7,200 µg/l  |
| (RS) - 7 - ( 4, 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イルチオ ) - 3 - メチル - 2 - ベンゾフラン - 1 ( 3H ) - オン（別  | 33 µg/l     |

|   |              |
|---|--------------|
| 名ピリフタリド)  |              |
| 3 - (ジフルオロメチル) - 1 - メチル - N - ( 3 ' , 4 ' , 5 ' - トリフルオロビフェニル - 2 - イル) ピラゾール - 4 - カルボキサミド ( 別名フルキサピロキサド) | 29 µg / l    |
| カルシウム = 3 - オキシド - 5 - オキソ - 4 - プロピオニルシクロヘキサ - 3 - エンカルボキシラート ( 別名プロヘキサジオンカルシウム塩)                          | 9,300 µg / l |
| メチル = 2 - ( 4 - メトキシ - 6 - メチル - 1 , 3 , 5 - トリアジン - 2 - イルカルバモイルスルファモイル) ベンゾアート ( 別名メトスルフロンメチル)            | 870 µg / l   |
| ( R ) - 4 - イソプロペニル - 1 - メチルシクロヘキセン ( 別名 <i>d</i> -リモネン)   | 70 µg / l    |